

「自治体システム等標準化検討会」

第12回議事概要

日 時：令和4年5月13日（金） 15時～

場 所：オンライン開催

出席者（敬称略）：

（座 長）

庄司 昌彦 武蔵大学社会学部教授

（分科会長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所代表取締役社長

（構成員）

西海 貴俊 神戸市行財政局住民課システム担当係長

木野内 誠 筑西市企画部情報政策課課長補佐

岡田 寿史 前橋市未来創造部情報政策課課長

千葉 大右 船橋市 デジタル行政推進課 課長補佐

摩尼 真 町田市総務部情報システム課担当課長

坪田 充博 日野市企画部情報政策課長

森 圭子 藤沢市 市民自治部市民窓口センター長補佐（欠席）

大竹 芳弘 三条市総務部情報管理課課長補佐

金泉 嘉昭 出雲崎町町民課長

片桐 康則 飯田市 市民協働環境部市民課課長補佐

鎌田 英希 倉敷市企画財政局企画財政部参事兼情報政策室長

津留 薫 久留米市市民文化部市民課課長補佐

能沢 英志 神奈川県町村情報システム共同事業組合 事務局副主幹

藤井 敏久 京都府町村会 理事兼企画振興課長

西川 亨 全国知事会調査第一部長

百武 和宏 全国市長会行政部長

小出 太朗 全国町村会行政部長

樋口 浩司 地方公共団体情報システム機構 住民基本台帳ネットワークシステム全国センター長

佐藤 勝己 地方公共団体情報 システム機構 ICT イノベーションセンター副センター長

吉田 稔 地方公共団体情報システム機構 被災者支援システム全国 サポートセンター長

吉本 明平 一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部担当部長

前田 みゆき デジタル庁プロジェクトマネージャー
三木 浩平 総務省デジタル統括アドバイザー
吉川 浩民 総務省自治行政局長
三橋 一彦 総務省自治行政局行政課長
中西 則文 総務省自治行政局行政課 理事官
長谷川 孝 総務省自治行政局住民制度課長
影山 直志 総務省自治行政局住民制度課課長補佐
田中 良斉 総務省自治行政局マイナンバー制度支援室長
池田 敬之 総務省自治行政局デジタル基盤推進室長
羽田 翔 総務省自治行政局デジタル基盤推進室理事官
植田 昌也 総務省自治行政局市町村課長
小牧兼太郎 総務省自治行政局地域情報化企画室長
細美 和彦 総務省自治行政局地域情報化企画室課長補佐
金澤 直樹 総務省情報流通行政局地域通信振興課長
梅村 研 総務省サイバーセキュリティ統括官付参事官（総括担当）

（準構成員）

日名子大輔 株式会社 RKKCS 企画開発本部企画部長
上田 公子 Gcom ホールディングス株式会社第1製品開発部長
新谷 則之 株式会社 TKC ユーザ・インターフェイス設計部 住民情報・福祉
情報システムグループ課長
西澤 那智 株式会社電算 開発本部ソリューション1部主幹
藤野 正則 日本電気株式会社 社会公共ソリューション開発部門プロフェッ
ショナル
青木 弘明 株式会社日立システムズ 公共・社会事業グループ公共情報サービ
ス第一事業部第一開発本部主任技師
大村 周久 富士通 Japan 株式会社行政ソリューション開発本部住民情報ソ
リューション事業部第一ソリューション部長

【議事】

1. 住民記録システム標準仕様書【第2.1版】案について
2. 戸籍附票システム標準仕様書【第1.0版】案について
3. 印鑑登録システム 標準仕様書【第1.0版】の修正案について
4. 地方公共団体情報システム標準化基本方針【第0.8版】等について

【概要】

1. 住民記録システム標準仕様書【第2.1版】案について
事務局より、「資料1 今後の住民記録システム標準仕様書の修正点(案)」につい
て説明を実施。

○2点質問がある。1点目は、支援措置対象者は住民記録システムにて名簿管理をする一方で、他業務でもDV事象が判明した場合はデータ管理及び他システムとのデータ提供・連携が想定される。支援措置対象者は住民記録システムとして庁内のDV支援対象者リストを管理するという思想で問題ないか。2点目は転出OSSについてである。事前手続のための情報をマイナポータルから受信することになっているが、マイナポータルからどこで、どのような情報を取り込むかについてはいまだ不明瞭か。

→1点目はご認識のとおり、庁内の連携を想定である。デジタル庁の連携要件においても連携する仕組みが組まれている。2点目についてはまさに議論している最中であり、適宜検討会・分科会・全国照会等の形式で議論の場を設けさせていただきたい。

→支援措置対象者の件については、仕様書を横並びにして確認する想定である。引越しOSSについてはまさに8月に向けて仕様を固めようとしており、業務フローに影響があると考えられるため、早急に検討させていただく。

→論点として、転入側の方で事前処理が何をどこまでするのか、住民記録システムでマイナポータルから国保や年金等の連携が必要となると、住基から予約ステータスを流すシステムは聞いたことがない。流したところで、受け皿がないことや、他システムにて予約できる機能がないので、住基だけの問題ではない。かなりベンダの対応が異なると考える。

→標準化の中で転入予約情報の扱いが論点となっており、現在まさに調整をしている。早急に議論を進める。

○標準システムでは文字情報基盤を用いる認識だったが、標準仕様書を改めて拝見すると、氏名等以外は文字情報基盤を使わない整理になっているように読めた。本件、経緯教えてほしい。

→参考資料#23の行にて「標準仕様書における文字の取り扱いなどについても、経過措置等を含めデジタル庁の方針に従う方針」としている。また、データ要件・連携要件仕様書0.8版では、氏名住所のみがIPAmj明朝フォントに準ずることとなっている。住民記録システム、戸籍システム、戸籍附票システム、印鑑登録システムの4点は上記に従う方針であり、今後、見直しを行っていきたい。

→承知した。住民記録システムや印鑑登録システムは情報基盤を用いるがその他は用いないことで、システムによって出力される文字が異なるのかを確認したかった。

→文字の要件を決めるにあたり、電子申請や様々な情報機器で取り扱える文字を行政事務処理上の文字に制限しようとしていた。加えてJISx0213をベースにしようと考えたが、氏名や住所等は歴史があるため特別に文字情報基盤を使用することで整理している。基本的にはJISx0213であり、上乘せのような形で氏名等は別に定義している。

- すべての標準仕様書で IPAmj 明朝フォントに縮退していくという方向が見えてきたが、「名前」だと本人の同意が必要であることや、総務省事務処理要領にて「戸籍の文字を使用する」等の記載がなされているといったように条件の整理が必要になると考える。その点が明確にならなければ、クラウド上の標準システムでは IPAmj を採用するが、ローカルではアドオンで外字サーバとつながる等の不備につながりかねない。
- 承知した。
- 住基法の解釈上、日本人だと氏名は戸籍に由来せざるをえず、事務処理要領を見直すことは不可能である。しかし、住民記録システムの文字の入れ替えを負担かけずに実施する方法については検討が必要と認識。戸籍附票システムで同定した情報を住民記録システムに連携する等の方法もご指摘いただいているが、どの程度時間がかかるか等も懸念している。今後検討を進めてまいりたい。
- 文字を整理する際、文字セットとフォントをわけて議論しなければならない。氏名については全く同じ形で出力したいという要請がある一方で、それ以外は多少違っていても気にしないという特徴があり、氏名は IPAmj 明朝フォントを使用するという方向になっている。この点から、氏名以外で IPAmj 明朝フォントを使用することは差し支えないと考える。しかし、官民連携を考えた際に、氏名のみ使用できる文字が多いという点を民間は受け入れられないという課題が残る。氏名以外は JIS X2004 で、フォントは統一しないというやり方も考えられる。
- 氏名も戸籍とか住所で正確性をもとめられるものは文字情報基盤を使用するが、それ以外は JIS X 0213 を使ってもらおうと書き換えている。氏名は全業務で文字情報基盤を使用するのではなく、戸籍附票システムと住民記録システムの氏名といった正確性を求められるもののみとして、それ以外の業務の氏名は JIS X 0213 にあわせる形としている。その点が伝わっていないと感じたため、補足した。
- 年金や健康保険で使用するところの氏名はどのようにするのか、また、世帯主や筆頭者についてはどうなのか。
- 氏名のみでなく、「氏名等」であるため、世帯主なども JIS でなくともよく、住民記録システムや戸籍附票システムにおいては文字情報基盤を使用することになる。免許証等における扱いは、自治体のシステムから出力する情報は JISx しか持っていないため、連携する場合は JISx に縮退した文字になる。しかし、その実現方法は大きな問題だと認識しており、早急に検討していかなくてはいけない。
- 二段階縮退方式ということか。その場合、国民から見るとわかりづらいと考えられる。自治体に問い合わせがくる場合、縮退文字を持っておかななくてはいけないことも想定される。
- 縮退については統一されたマップで縮退するため誰がやっても同じように実施される必要がある。行政としての公証対象となる文字は IPAmj 明朝フォントで打つ、やり取りとしての文字は JIS という整理でよいのではないか。

2. 戸籍附票システム標準仕様書【第 1.0 版】案について
3. 印鑑登録システム 標準仕様書【第 1.0 版】の修正案について
4. 地方公共団体情報システム標準化基本方針【第 0.8 版】等について
→デジタル庁より、「資料7 地方公共団体情報システム 標準化基本方針【第 0.8 版】について」について説明を実施。

○ガバメントクラウドの利用に関して、密接関連システムに絞っていると理解している。また、リフトする時にデジタル庁に問い合わせる許可を受けることになる想定しており、システム更改時に要する時間が増えることを懸念している。承認スケジュールや手順を示していただきたい。

→全般通して検討中である。考え方として、密接関連システムについてはリフトすることを許可制にすることはない。ただ、すべてガバメントクラウドにのせることはよくないため、一定の判断基準を設ける想定である。

○文字については、住民記録システムや戸籍附票システムは統一文字コードを使うという話があったが、税や国保等においても本人を特定すべきケースは存在する。今までは住民記録システムと同じであることで特定していたが、データ連携のタイミングでものによってはシステムごとに文字を縮退する連携が必要になるなどの手間がかかる。システムに限らず、項目で統一しなければ混乱が生じるのではないか。

→情報機器からの入力・表示とのバランスということで、線引きをした案となる。ご意見を踏まえて今後も検討していきたい。

→他業務について JISx に統一する理由としては、本人確認をする現場の方々にとっても複雑な文字をもって判断するのは手間であるという意見を伺っているためである。加えて、内部の事務処理もやりやすいというご意見もいただいているが、効果やデメリット等を勘案して検討していきたい。また、上流側で縮退を行う(住民記録システム側で連携する際に縮退する)ことを素案として考えている。

→文字を縮退することは賛同するが、住民記録システムの情報ありきで、地方自治体は業務を行っている。住民記録システムも文字が統一されるのであればよいが、本人確認は住民記録システムと合致していることが前提になるため、外に流通させる文字と内部の文字を切り分けるのが良いのではないか。

○ガバメントクラウドについて、基盤の部分でどこまでよいかどうか提示されるのか。例えば AD サーバや認証サーバ、印刷のためのストレージ等は別で情報が出されるのか。

→利用についての具体的なサーバやストレージ、ガバメントクラウド上のサービスを利用するというのも選択肢としてある。どの程度利用するかは自治体のシステム構成に関与してくる部分であり、個別具体の検討が必要である。一方で、幅広く密接関連システムはリフトしていくことを推奨している。

○税証明が出る際に、提出先に住民票・所得証明等とセットに提示することが多い。
互いに文字が異なることに違和感がある。役所から出る文字は統一すべきだと考
える。

→貴重なご意見として承る。

○適合性確認について、自治体が一時的に確認することになっている。カスタマイズ
が禁止であるため、すべての自治体を確認するのではなく、どこかの自治体が問
題ないことを確認すればよいのではないか。時間の無駄のように感じる。運用論を
まとめて確認してアナウンスする仕組みが必要ではないか。

→以下の2段構えで考えている。運用面に関する効率性については検討を深めてい
きたい。

①デジタル庁において適合性確認ツールを開発する。

※ただしその際にはダミーデータのみでの確認となる上に、自治体が行うとしてい
るため自治体を確認する必要がある。

②ツールを提供して、自治体に実施いただく

○5点ほど質問がある。

1点目 ガバクラを使わない選択肢はあるのか。

2点目 ガバメントクラウドが A ベンダ、従来業務が B ベンダという二刀流となる。
住民記録システムが基盤になり、これらとの連携が必要となる場合、API 連携が話
題に上がったが、経費はどのように考えるのか。

3点目 リプレースをする自治体について、延期させることはありなのか。

4点目 カスタマイズ不可というが、オプションありということを知った。これは本当
か。

5点目 災害発生時を考慮して、BCP として問題ないか。

→1点目: デジタル庁としては推奨している。一方で、自治体クラウドの精神的な先進
的取組があるため、自治体のご判断を尊重したい。

2点目: 基盤は住民記録システムであるため、連携要件をきちんと決めていき
たい。これまで以上のデータ連携をしていきたい

3点目: リプレースについて、デジ庁から延期することはない。標準仕様書が夏に出
そろふことがあるため、今後移行のスケジュールを意見照会している最中である。

4点目: 標準オプション機能としては、ベンダの皆様が実装するかしないかど
ちらか選択できる機能を指している。自治体は選んで調達してもらう形となるため、カ
スタマイズとは言えない。

5点目: ガバメントクラウドにおいては非常に厳しいセキュリティ、可用性の条件をク
リアしているため、問題ない。

→ガバメントクラウドの要件をしっかりとしたうえで、しっかり動く、代替が機能する等

幅広い概念である。ガバメントクラウドに載せたとたんに何か発生した場合もありうるため、ガバメントクラウド上に標準標準システムが乗った状態における BCP を考えるべきと考える。

以上